

「事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（案）」の概要について

経 済 産 業 政 策 局
産 業 創 造 課

1. 趣旨

令和 8 年 5 月 29 日に成立した「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 29 号）」の一部施行に伴い、「事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示」を定める。

2. 改正の概要

- ① 事業費上昇事業適応の認定に関する規定を追加する。
 - ・ 事業費上昇事業適応による生産性の向上に関する目標は、計画終了年度（事業費上昇事業適応計画の実施期間の終了時を含む事業年度をいう。）における事業費上昇事業適応を実施する事業者単位の計算において、次のいずれかとする。
 - A) 減価償却費及び研究開発費を控除する前の営業利益の額を総資産の額で除した値を百分率で表した値が、事業費上昇事業適応計画の開始の直前の事業年度（以下「基準年度」という。）における当該値より 2 以上上回ること。
 - B) 固定資産回転率の値が、基準年度における固定資産回転率の値より 5 パーセント以上上回ること。
 - C) 従業員 1 人当たり付加価値額の値が、基準年度における従業員 1 人当たり付加価値額の値より 6 パーセント以上上回ること。
 - D) 上記 A から C までのいずれかに相当する生産性の向上に関する他の指標が改善すること。
 - ・ 事業費上昇事業適応による新たな需要の開拓に関する目標は、計画終了年度において、事業費上昇事業適応に係る商品又は役務の売上高の伸び率を百分率で表した値（当該値が正の値である場合に限る。）が、過去 5 事業年度における当該商品又は当該役務が属する業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値から 3 以上上回ることとする。
 - ・ 事業費上昇事業適応に係る財務内容の健全性の向上に関する目標は、次のいずれをも満たすこととする。
 - A) 事業費上昇事業適応計画の終了年度における有利子負債合計額から、現金預金及び信用度の高い有価証券等の評価額並びに運転資金の額

を控除した額を、当該終了年度における留保利益の額に減価償却費及び前事業年度からの引当金増減額を加算した金額で除した値が 10 以下となること。

B) 事業費上昇事業適応計画の終了年度における経常収入の額が経常支出の額より大きい値となること。

② 事業費上昇事業適応の定義に関する規定を追加する。

- ・ 法第 2 条第 12 項第 4 号の事業に要する費用の上昇による事業環境の変化に対応して行うものとは、物価の変動に伴う事業に要する費用の継続的な上昇による事業環境の変化に対応して行うものであって、次の A 及び B のいずれにも該当するものをいうものとする。

A) 次に掲げるいずれかの取組類型に該当する取組であって、国内における生産性向上設備等（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成 26 年経済産業省令第 1 号）第 5 条第 2 号に該当するものに限る。）の導入に伴い実施されるものであること。

a) 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供を行うものであって、計画終了年度において、当該新商品又は当該新たな役務の売上高の合計額が全ての事業の売上高の 1 パーセント以上となることが見込まれるものであること。

b) 商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上を行うものであって、計画終了年度において、当該商品に係る一単位当たり製造原価を基準年度における当該製造原価より 5 パーセント以上低減させることが見込まれるものであること又はその事業適応に係る事業分野の特性に応じて、当該商品に係る売上原価の額をその売上高の額で除した値を基準年度における当該値より 5 パーセント以上低減させることが見込まれるものであること。

c) 商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入を行うものであって、計画終了年度において、当該商品若しくは役務の提供に係る一単位当たり販売費の額を基準年度における当該販売費の額より 5 パーセント以上低減させることが見込まれるものであること又はその事業適応に係る事業分野の特性に応じて、当該商品若しくは役務の提供に係る販売費及び一般管理費若しくは当該商品若しくは役務の提供に係る売上原価の額をその売上高の額で除した値を基準年度における当該値より 5 パーセント以上低減させることが見込まれるものであること。

- B) 物価の変動に伴う事業に要する費用の継続的な上昇による事業環境の変化を踏まえて事業者が行う A の取組が、当該事業環境の変化に照らし、事業者の持続的な生産性の向上又は新たな需要の開拓に寄与すると認められるものであること。
- ③ 事業適応の認定要件に関する規定を改正する。
- ・ 法第 21 条の 23 の 2 第 5 項第 2 号の事業費上昇事業適応が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることとは、事業費上昇事業適応の内容が法第 21 条の 23 の 2 第 1 項の認定に係る当該事業者の技術力、販売力等に照らして過度に実施困難なものでなく、かつ、当該計画の開始に必要な資金の調達が可能でないことをいうものとする。
 - ・ 法第 21 条の 23 の 2 第 5 項第 3 号の持続的なものと見込まれるものであることとは、事業費上昇事業適応により達成する高い生産性又は新たに開拓する需要が一過性のものではなく、当該事業費上昇事業適応計画の実施期間の終了後において、これらを維持し、又は更なる生産性の向上若しくは需要の開拓をすることが見込まれることをいい、加えて、上記①の財務内容の健全性の向上に関する目標の達成が見込まれることをいうものとする。
- ④ 事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する規定を改正する。
- ・ 事業適応に係る金融支援制度に基づく資金の貸付け又は社債の引受けの要件に、「認定事業費上昇事業適応関連措置を行うのに必要な資金の額が原則として五十億円以上であること」を追加することとする。
 - ・ 認定事業費上昇事業適応事業者が指定金融機関に対して、認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金についての貸付け又は社債の引受けの申請を行った場合において、当該指定金融機関は、業務を統括する部署を置くとともに、認定事業費上昇事業適応事業者の財務状況、資金の使途、返済財源等を的確に把握することを可能とするための適正かつ確実な体制及び方法により、当該事業の内容を確認し、与信審査を行い、併せて当該計画が主務大臣の認定を受けていることを確認した上で、貸付け又は社債の引受けの決定を行うこととする。
 - ・ 株式会社日本政策金融公庫が行うツーステップ・ローンの定義に、法第 21 条の 24 第 1 項第 4 号に規定する資金の貸し付けを追加することとする。
 - ・ 株式会社日本政策金融公庫及び指定金融機関は、認定事業費上昇事業適応計画に従って行われる事業が適正かつ確実に実施されるよう、密

接に連携して資金の供給を行うものとする。

- ・ その他、所要の改正を行うこととする。

⑤ 社債権者の保護に関する事項に関する規定を追加する。

- ・ 法第 21 条の 23 の 2 第 4 項第 1 号の社債権者の保護に関する事項には、次の A から C までに掲げる事項を含むものとする。

- A) 事業費上昇事業適応計画に従って行う事業費上昇事業適応のための措置のうち生産性向上設備等の導入を行うのに必要な資金を調達するための社債の取得の申込みの勧誘が、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 3 項第 2 号イ又はロに掲げる場合に該当すること。
- B) A の社債を発行する場合に、社債管理補助者（会社法第 714 条の 2 本文に規定する社債管理補助者をいう。）を定め、社債権者のために社債の管理の補助を行うことを委託すること。
- C) A の申込みに係る契約においてチェンジオブコントロール条項（一定の事由が生じた場合に、社債権者が発行会社に対して、当該社債権者の保有する社債をあらかじめ定める価格で償還することを請求できる条項をいう。）及びレポーティングコベナント（一定の事項について社債権者に報告する義務を発行会社に課す条項をいう。）等の社債権者の保護のための事項を定めること。

⑥ 地域経済牽引事業促進法の特例に関する事項に関する規定を追加する。

- ・ 次の A から C にまでに掲げる事項を記載した事業費上昇事業適応計画については、当該事業費上昇事業適応計画の内容が、それぞれ A から C までに定める事項と調和が保たれていることを定めるものとする。

- A) 法第 21 条の 23 の 2 第 4 項第 2 号に掲げる事項 同号の土地が所在する促進区域（地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号。以下「地域経済牽引事業促進法」という。）第 4 条第 2 項第 1 号に規定する促進区域をいう。以下同じ。）に係る同意基本計画（地域経済牽引事業促進法第 6 条に規定する同意基本計画をいう。以下同じ。）のうち、同法第 4 条第 2 項第 3 号及び第 7 号に掲げる事項
- B) 法第 21 条の 23 の 2 第 4 項第 3 号に掲げる事項 同号の工場又は事業場が所在する促進区域に係る同意基本計画のうち、地域経済牽引事業促進法第 4 条第 2 項第 3 号及び第 8 号に掲げる事項
- C) 法第 21 条の 23 の 2 第 4 項第 4 号に掲げる事項 同号の情報処理施設が所在する促進区域に係る同意基本計画のうち、地域経済牽引事業促進法第 4 条第 2 項第 3 号及び第 9 号に掲げる事項

3. 施行日

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

以 上